平成２４年（フ）第２４８号
相模原市南区磯部1672番地１
債務者　岩田　俊哉
１　決定年月日時　平成24年８月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２７４号
静岡県駿東郡小山町須走95番地の193　カトル緑ヶ丘Ｂ号、申立時の住所相模原市南区相南２丁目１番17号　サンハウス相南205
債務者　宮﨑　正志
１　決定年月日時　平成24年８月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２１０号
神戸市東灘区深江北町３丁目７番１―504号
債務者　堀井　礼子
１　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４０号
神戸市北区有野町有野1294番地の１ネオライフ201、従前の住所神戸市北区有野台６丁目12番地の２
債務者　村上　惠子
１　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８０号
神戸市垂水区学が丘６丁目１番29―407号
債務者　喫茶フォルテこと　葛原　福重
１　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３０号
神戸市須磨区神の谷４丁目１番201―505号
債務者　山本工務店こと　山本　正好
１　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２７０号
愛知県津島市唐臼町西島71番地２　県営唐臼住宅１棟102
債務者　野田　昭子
１　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３１５号
愛知県北名古屋市石橋五反田48番地　ジュネス石橋105号
債務者　木下　幸治
１　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５号
和歌山県新宮市新宮4643番地の117　101号
債務者　原　　和正
１　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第２１０号
青森県むつ市大字関根字前浜44番地54
債務者　武川　善厚
１　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０６号
青森市大字羽白字沢田538番地２
債務者　浅利　ヱ子
１　決定年月日時　平成24年８月２日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
青森市大字新城字山田677番地646
債務者　葛西紀保子
１　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２４号
青森市筒井４丁目２番25号　永洞アパート２号
債務者　千葉　　愼
１　決定年月日時　平成24年８月２日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３７号
和歌山県岩出市西国分663番地の18
債務者　中畝　清視
１　決定年月日時　平成24年８月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２３８号
和歌山県岩出市西国分663番地の18
債務者　中畝千都子
１　決定年月日時　平成24年８月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２４８号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1470番地１
債務者　寺西加津代
１　決定年月日時　平成24年８月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２５３号
和歌山市西小二里１丁目２番５号
債務者　大原正弼こと　宋　　正弼
１　決定年月日時　平成24年８月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２５５号
和歌山市岩橋159番地　Ｉマンション201号室
債務者　南川　真紀
１　決定年月日時　平成24年８月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係